

広島県公安委員会規程第13号

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

平成17年12月1日

広島県公安委員会

委員長 宮地 治 夫

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、犯罪の発生するがい然性が極めて高い繁華街等の公共空間に広島県警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関して、必要な事項を定め、その適切な運用を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラシステム 防犯カメラによって撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。

(2) データ 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。

(設置場所の明示)

第3条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(責任者の指定等)

第4条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用について、責任者を指定するとともに、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

(データの活用)

第5条 データは、犯罪の捜査その他警察の職務執行のため、必要と認められる限度において活用することができる。

(報告)

第6条 本部長は、前条の規定によりデータを活用した場合は、広島県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、平成17年12月9日から施行する。